

山形県広域防災拠点整備方針検討業務委託基本仕様書

1 業務名

山形県広域防災拠点整備方針検討業務

2 目的

近年、大規模自然災害の頻発化・激甚化が進む中、災害発生時においては、関係機関との緊密な連携のもと、応急対策活動や広域応援活動を迅速かつ円滑に実施できる体制の整備が求められている。このため、本県では広域防災拠点を設置し、災害対応力の強化を図ることとしている。

本業務は、山形県地域防災計画に明記した山形空港及びその周辺地域への広域防災拠点の設置に向け、防災分野の有識者や専門家等で構成する「広域防災拠点整備検討委員会（仮称）」（以下「検討会」という。）を設置し、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめとする大規模災害が発生し、被災都道府県への広域的な応援活動が必要となった場合を想定のうち、広域応援活動拠点として求められる機能や役割等の基本的な考え方を整理するものである。

また、平常時の利活用を含めた持続的かつ効果的な運用を見据え、必要な施設機能・規模、施設配置、整備費用及び整備スケジュール等について総合的に検討し、広域防災拠点の整備方針案を策定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年12月28日（月）まで

4 業務内容

本業務は、山形県地域防災計画をはじめとする関連計画、国の防災施策、他都道府県における広域防災拠点の整備・運用事例、本県及び近隣県との交通ネットワーク、防災関係機関との連携体制、地域特性並びに検討会における議論を踏まえ、本県の実情に即した広域防災拠点の整備方針案を策定するものとする。

整備方針案の策定に当たっては、広域応援活動拠点として必要な機能及び役割を整理した上で、山形空港及びその周辺に必要な施設を新たに整備する「新設型」、既存の公共施設及び民間施設を有効活用する「既存施設活用型」、並びにこれらを組み合わせた「複合型」について、多角的な視点から比較検討を行うものとする。

また、施設の整備及び運営に当たり、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用するPPP/PFI手法の導入可能性についても検討し、事業スキームごとの特性や課題を整理するものとする。

なお、検討に当たっては、必要な施設機能、施設規模、配置計画、概算事業費、整備スケジュール、維持管理・運営方法等を総合的に整理し、実現性及び効率性の観点から評価を行うものとする。

(1) 業務実施計画

受託者は、契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。業務実施計画書には、次の事項を記載すること。

- ① 業務実施方針
- ② 実施体制
- ③ 業務工程
- ④ 打合せ計画
- ⑤ 検討会開催計画
- ⑥ その他業務遂行上必要な事項

(2) 基礎調査及び現状整理

受託者は、整備方針の検討に必要な基礎資料を収集、分析、整理するとともに、本県における広域防災拠点整備に係る現状及び課題をまとめる。

調査項目は、次に掲げる事項を基本とする。

- ① 広域防災拠点に関する法制度及び施策
- ② 防災基本計画その他関係計画における広域防災拠点の位置づけ
- ③ 他都道府県の広域防災拠点整備事例
- ④ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、想定される大規模災害
- ⑤ 本県の広域応援・受援体制
- ⑥ 山形空港及びその周辺地域の交通ネットワーク
- ⑦ 山形県地域防災計画に位置付けられた広域防災拠点の役割及び機能を踏まえ、本業務において想定する広域防災拠点の役割及び必要機能の整理※1
- ⑧ 山形空港及びその周辺地域に存在する広域防災拠点の機能（一部機能を含む。）を満たす公共施設及び民間施設
- ⑨ その他必要な事項

また、山形空港及びその周辺地域について現地踏査を実施し、土地利用、施設配置、アクセス性等を把握し、整備方針の検討に反映するものとする。

※1 山形県地域防災計画における位置づけ

- 他都道府県において大規模な災害が発生し、被災都道府県への応援が必要になった場合、円滑に広域応援活動を実施するため、山形空港及びその周辺に広域防災拠点を設置。

〈役割と機能〉

- ア 応援部隊が被災地に進出するため一時的に集結する進出拠点
- イ 被災地で活動する応援部隊の指揮、宿営、燃料補給等を行う拠点
- ウ 支援物資の受入れと被災地への送り出しを行う拠点
- エ 航空機による医療搬送(SCU)や物資輸送等が可能な拠点

(3) 関係機関ヒアリング

受託者は、関係機関へのヒアリングについて、対象者の選定、実施方法、実施時期及び実

施内容を企画・立案し、発注者と調整のうえ、実施するものとする。

ヒアリング対象想定は、政府関係機関、他都道府県、市町村、防災関係機関、物流関係者、空港関係者、学識経験者その他発注者が必要と認める者とし、ヒアリング実施件数は10件程度を基本とし、詳細は発注者と協議の上決定する。

ヒアリング結果については整理・分析し、整備方針の検討及び検討会資料へ反映するものとする。

(4) 検討会の運営・資料作成支援

受託者は、発注者が設置する検討会の事務局の一員として業務を実施し、必要に応じて説明を行うとともに、検討会における議論を整理し、広域防災拠点の整備方針案に反映させること。

- ① 検討会は、委託期間中6回程度開催することを基本とする。
- ② 検討会は、発注者と調整し、基礎調査及び現状分析、広域防災拠点に求められる機能、必要となる施設構成、整備方針等について、業務の進捗に応じ段階的に検討を行うものとする。
- ③ 受託者は、検討会の運営に当たり、次に掲げる業務を行うものとする。
 - A) 開催内容の協議、打合せ
 - B) 開催日程の調整
 - C) 開催通知、出欠確認
 - D) 検討会の資料及び説明資料の作成
 - E) 会場設営及び運営補助（オンライン会議の場合は運営支援）
 - F) 検討会終了後、速やかに議事録及び議事概要を作成し、発注者へ提出すること。
 - G) 検討会における意見を整理し、整備方針案の作成に反映すること。
 - H) その他、検討会の運営に必要な業務
- ④ 検討会の委員は8名程度を想定しており、このうち4名程度について、報酬及び旅費等の支給を要することを想定している。報酬及び旅費については、山形県の関係規程に基づき、受託者が支給するものとし、これらに要する経費は委託料に含むものとする。
- ⑤ 検討会資料は、原則として検討会開催10日前までに発注者に提出し、内容について事前に協議する。

(5) 広域防災拠点の整備方針案の作成

受託者は、基礎調査、関係機関へのヒアリング及び検討会における議論を踏まえ、山形空港及びその周辺に設置する広域防災拠点の整備方針案を作成する。なお、整備方針案には、以下の内容のほか、必要となる事項を盛り込むこと。

- ① 広域防災拠点に関する法制度及び施策
- ② 防災基本計画その他関係計画における広域防災拠点の位置づけ
- ③ 他都道府県の広域防災拠点整備事例
- ④ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、想定される大規模災害と被害想定等
- ⑤ 本県の広域応援・受援体制

- ⑥ 山形空港及びその周辺地域の交通ネットワーク
- ⑦ 山形空港及びその周辺に設置する広域防災拠点の果たすべき役割と機能
- ⑧ ⑦を踏まえ、広域防災拠点として必要となる施設機能、施設構成、概略規模及び必要設備の考え方を整理すること。
- ⑨ 施設を整備する場合の施設配置及びゾーニングの考え方（施設配置の概略イメージ図の作成含む。）
- ⑩ 災害時における人流及び物流動線の考え方
- ⑪ ヘリコプター、自衛隊航空機、消防防災ヘリ等の航空運用を考慮した活動空間及び施設配置の考え方
- ⑫ 広域応援部隊及び救援物資の受入れ・活動体制（SCU 等の広域医療搬送機能を含む。）
- ⑬ 平常時の施設利用の考え方
- ⑭ 管理運営の基本的な考え方
- ⑮ 整備手法について、「新設型」、「既存施設活用型」及び両者を組み合わせた「複合型」を整理し、比較評価を行うとともに、概略的な事業規模及び事業費の比較整理
- ⑯ 施設整備計画を基に、同種施設の事例や物価上昇率の状況、地域性等を勘案したうえで、施設整備費（設計費、工事費、工事監理費、敷地造成、外構整備等に係る関連経費等）、維持管理費、運営費の見込みを算出
概算事業費の算出に当たっては、算出根拠及び前提条件を明示すること。
- ⑰ 施設整備の進め方及び事業スケジュールの整理
- ⑱ PPP/PFI※２事業手法について、導入可能性、適用範囲、課題及び対応策を整理すること。
- ⑲ 県内被災地における応急対策活動のための広域防災拠点と山形空港及びその周辺に設置する広域防災拠点との連携（役割分担の整理）
- ⑳ 整備に向けた課題及び対応の方向性
広域防災拠点の整備方針案を作成にあたっては、図表、写真等を用いて分かりやすく整理すること。

※２ PPP：公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム、Public Private Partnership の略称

PFI：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法 Private Finance Initiative の略称

（６）打合せ協議

受託者は、業務を円滑に遂行するため、発注者との打合を適宜実施するものとする。
打合せ後は速やかに記録を作成し、発注者へ提出すること。

（７）広域防災拠点の整備方針案作成に向けた資料提供

受託者は、検討会等で使用する資料等について、発注者の求めに応じて、作成・提供すること。
なお、提供時期及び内容については、発注者と協議の上決定するものとする。

5 業務実施体制

- (1) 受注者は、本業務を効果的かつ円滑に実施するため、広域防災拠点施設の設計、建設、維持管理及び運営や、PPP/PFI 等の分野に係る専門的な知見を有する十分な数の職員を配置すること。
- (2) 受注者は、業務全般のマネジメントを行う総括責任者を 1 名配置すること。なお、総括責任者は、政府や地方自治体が発注した防災施設、危機管理、防災計画又は広域防災拠点に関する調査・計画策定業務の従事経験を有する者とする。

6 再委託

- (1) 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ発注者に対し、再委託する業務内容及び期間、再委託の理由及び必要性、再委託先、再委託先の選定理由等を記載して書面により申請し、承認を得ること。
- (2) 受注者は、再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させること。
- (3) 再委託先は次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（再委託先が個人である場合にはその者を、再委託先が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (4) 受注者は、本業務の中核となる総合的企画、業務遂行管理等の部分を再委託することはできない。
- (5) 受注者は、本業務を再委託する場合においては、書面により行い、協力者との関係を明確にしておくこと。
- (6) 受注者は、5 の（3）に掲げる施設整備計画の検討業務に係る主任者について、再委託先の職員を配置することができる。

7 成果品

受注者は、委託期間までに、業務報告書（県所定様式）及び次に掲げる成果品を提出するものとする。

- (1) 成果報告書 2 部（紙媒体）

本業務の成果を取りまとめた報告書とし、「4 業務内容」に基づき実施した調査、分析及び検討結果等を整理したもの及び検討会の議事録とする。

- (2) 整備方針案及び概要書 2部(紙媒体)
整備方針案及び整備方針の内容を分かりやすく整理した概要資料
なお、概要資料は、説明資料として活用できる内容とすること。
- (3) 電子データ(DVD等) 2部(DVD等)
成果報告書に係る編集可能な電子データ及びPDFデータとする。
- (4) 受注者は、発注者との協議により、業務実施の過程においても、必要な資料やデータを適宜提出すること。

8 その他

- (1) 打合せ
受託者は、業務を円滑に遂行するため、発注者と適宜打合せを実施するとともに、その結果を記録し、発注者へ提出すること。
- (2) 業務の進捗管理
受託者は、業務工程を適切に管理し、発注者の求めに応じて業務の進捗状況を報告すること。
- (3) 資料の入手等
本業務を遂行する上で必要な資料は、受注者において入手するほか、必要に応じて発注者から随時提供する。なお、提供した資料の複製・複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。
- (4) 秘密の保持
受託者は、本業務の実施により知り得た情報を第三者へ漏らしてはならない。契約終了後においても同様とする。
- (5) 成果品の帰属
 - ① 本業務により作成した成果品に係る著作権その他一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
 - ② 発注者は、受注者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を頒布し、二次的著作を創作し、若しくは利用させることができる。
- (6) 支出関係書類の整理
受注者は、本業務の履行に当たり、本業務についての収支簿を備え、他の経理と区分して収入及び支出等の使途が明らかになるよう経理処理を行うとともに、支出内容を証する書類を整備すること。また、支出関係書類を含め、本業務に関する書類は本業務の終了後5年間保存すること。
- (7) 疑義
本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議して決定する。